

4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：岡山県

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.6 %
全職員	78.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.8 %
本庁課長相当職	97.4 %
本庁課長補佐相当職	97.5 %
本庁係長相当職	94.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.2 %
31～35年	97.5 %
26～30年	98.7 %
21～25年	92.6 %
16～20年	89.8 %
11～15年	93.3 %
6～10年	92.8 %
1～5年	94.4 %

【説明欄】

- ・ 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は94%、住居手当は71%である。
- ・ 女性職員に比べて、男性職員の方が時間外勤務時間が長く、男性職員の一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額に対する女性職員の割合は90%である。
- ・ 任期の定めのない常勤職員全体に占める女性職員の割合は約30%であるが、近年、新規採用者に占める女性職員の割合が増加していることから、勤続年数5年以下の区分においては、約45%が女性職員となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性職員に偏っている。
- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員の職員数は、勤務時間に応じた換算人数による。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（知事部局、企業局及び諸局）については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。